

吾人が博士のごとき大家に對して、學術上の論争をなすは、恰も蚍蜉大樹を動かさんとするのごとし。固より博士の一顧だも値することを期せず。

『稿本』 無盡の實際と學說を讀む

文學博士 三 浦 周 行

一

無盡業法の施行前後より此卑俗にして一般識者より閑却せられつゝありし無盡は一時學者、政治家等の注意を喚起したりしが、從來これに關する研究の不充分なりし爲め、論旨徹底せざるもの多かりしは遺憾とするところなり。無盡といひ、頼母子といひ、何れも社會の須要を充たさんが爲めに發生したりしものにて、長き歴史を有し、民間經濟に貢獻せると決して鮮少なりとせず。もともと多少の弊害の看過すべからざるものもあるも、こ

たゞ一笑に附せらるれば幸なり。然れども又これによりて博士の指教を蒙ることを得ば、眞に望外の幸なりとす。

れを匡正して其長所を發揮せしむるに於ては一部經濟界に多大の便宜を與へて金融機關の圓滑を助長することを得べかりしなり。然るに明治以來政治家立法家等は諸般の新施設に當りて只管外國事物の輸入摸倣を事とし、常に固有の良風美俗を棄てゝ顧みざるのみならず、却て壓迫を加へて其發達を阻害せんとするの方針を取りしものさへあり無盡頼母子の如き亦其一なり。近者政府者、識者の共に漸く其根柢深く實蹟大なるを認めてこれを善用するの利益に想到するに至りしは遅しと雖ご

も、爲さるに優ること萬々なり。是時に當りて無盡に關する精緻なる研究の結晶たる『稿本無盡の實際と學說』の公けにせられたるは學海の爲め、將た社會の爲め、幸慶とすべきところなり。

未見未知の著者池田龍藏氏彙に本書一部を贈り且つ一書を寄せて余輩の評言を求められたり。著者に據れば、本書はもと著者が慶應義塾大學在學中の業績にして、其稿本として世に問へるは、更に研究を續け、批評を求めて、異日の大成を期せんとするの意に出づといふ。余輩の無盡に對する智識はもとより著者以上に出づることなければ、本書を讀んで啓發せらるゝことを多けれ、批評は其任にあらざるを知るも、法制史、經濟史、社會史上より此種の問題に同一の興味を有する余輩は一面本書を世の識者に紹介すると共に、他面通讀の際、其史的方面に於て注意に上れる一二の卑見を述べて、聊か著者の好意に酬ゆるところあらんとす。

二

本書は無盡研究の必要に筆を起して其現狀及び範圍を説き、無盡の概念より其經濟史的研究に移り、これが經濟上の性質及び價值を論じて其經濟政策に論及し、餘論として無盡の將來、海外に於ける類似の制度及び研究資料を挙げたり。無盡の過去現在將來に亘り内容充實、且つ頗る創見に富み、現在に於ては無盡研究上無比の良書として推奨するに躊躇せざるなり。殊に本書を通讀して余輩の印象を深くせることは著者が無盡に對して熱烈なる同情を有するの一事にして、これが爲め八方應酬一切の誤解非議を排撃するにつとめれば無盡に關する前出の研究にして、著者の爲め多少の手傷を負はされざるものとは殆どこれなかるべし。余輩は又著者の意氣を壯とし、其努力を多とするものなり。

三

されど翻へつて考ふれば、主要なる問題にして未だ解決せられざるもの尙ほ存せり。憑支の起源として、著者は中田博士、柴學士等の南北朝時代

説(著者は室町時代説といふも)に反對し、高野山文書に收むる建治元年十二月日の紀伊國猿川眞國神野三莊(詳く言へば惣追捕使及び公文)の請文を引用して、其既に鎌倉時代に起りしものなることを主張せり。回顧すれば余輩は去る明治三十三年九月一日發行法學協會雜誌第十八卷第九號に寄せたる法制雜攷(寺院法の研究)中に此文書の全文を引用してこれが解説を試み、著者の引用せる號憑支乞取百姓錢事の文に對しては、

憑支ハ又憑子トモ頼子トモ書ス、今ノ頼母子講ナリ、其コレヲ禁ゼルハ往々自懸ケズシテ住民ノ錢ヲノミ取ルノ弊アリタレバナリ。

どの註釋を下し、ことあり、爾來余輩は憑支の記

録に注意を怠らざるも、其初見としては未だこれより以往のものあるを知らず。著者の博採旁搜を以てして偶余輩の十八年前の管見を出でざるを見

ては聊か慊焉たらざるを得ざるなり。然るに余輩は憑支の起源に關して著者の所見と一致すること能はず。著者は前記建治元年十二月の文書のみにては未だ其内容を知る能はざるも、後に「たのもし」に向つて此憑支なる漢字を用ゐられたれば、後世の憑支なること明かなりと推定せり。然れども鎌倉時代の憑支の文書に見ゆるは此他にも高野山文書に乾元々年十二月十四日、十五日、正和四年十二月二日、正慶元年七月十二日のものあること著者の指摘せるが如く、又其引用に洩れたるものにも、乾元々年よりは更に十一年前なる正應四年九月十八日、十九日のものさへありて、乾元々年及び正慶元年のものは全く其文を踏襲せるを見る。即ち

一觸事隨折、不可致百姓煩、或號借用不返、或稱客人料不可責取祇候料、或搦憑支、乍取百姓錢、自身不懸之事、

とあるものはなり。本條は是等の莊園の莊官が不法の行爲に依り部内の百姓を煩すを禁せしものにして、憑支に於ては莊官自身も百姓と共に掛金をなすべき筈なるに拘らず、百姓の掛金を取り置きながら自身はこれをなさざるをいふ。建治元年の請文は當庄狼籍事との題下に各種の不法行爲を臚列するに過ぎざるも、正應四年以來一定の文例となるに及んでは、略同一種類の行爲を一條の中に收めたるを見る。即ち或號借用不返とは正和四年十二月二日の起請文に或號借物、無其募不可充米錢於百姓とあると同意にして、故なく百姓より米錢を借り入れて返済せざるをいひ、或稱客人料、不可責取祇候料とは高野山より供僧定使等の出張せる時莊官等がこれに祇候する經費（所謂御機嫌

伺に要する饗應贈物等の費用にて贈賄の意味を含むことあるべし）を百姓に徴するをいふ。是等もとより莊官の自辨すべき性質のものにて、百姓の負擔すべき謂れなければ、これを禁するに至りしこと言ふ迄もあらず。只こゝに注意すべきは其借入取立について自然莊官のこゝはもてに出でたる氣味ありしにもせよ、表面は自家の窮乏を告げて百姓の援助を求むべき性質のものたりしこと、幕末に於て幕府諸藩に行はれし御用金借入金の場合と一般なりしことはなり。余輩は同條に收められたる憑支の動機も亦同一ならんと推定す。此憑支の莊官が自家の窮乏に對して助力を求むる爲め部内の百姓を加へて憑支を組織したるものなるは建治元年の請文に乞取百姓錢事とあり、又正應四年十月十一日の請文にも號憑支、若稱助成不可乞百姓物事とあるにても知らるゝなり。莊官にして若し百姓と同じく掛金をなしゝならば毫も咎むべき

理由はあらざるも、彼等が其義務を果たさざる爲め此禁令を要せるのみ。

著者は數回同一の令の出でたるを見て、此種の事の當時可なり盛に行はれたるを認めながら、高野山寺領に行はれしのみにて、鎌倉時代のたのもしの一般を推する能はず(三七)といへるは、後に鎌倉時代の材料が全部世上一般に行はれしを明示す(三八)といへると矛盾し、頼母子の起源が社寺關係の史料にのみ現存するを以て社寺に關係あるものゝ如く解するを不可なりとする著者としては餘りに史料に捕はれたる嫌なしとせず。若し此筆法を以てせば、著者の屢引用せる香取文書の無盡も香取社領にのみ行はれたるものと看做さざるを得ざるべし。思ふに斯くの如き莊官の不正行爲は特例ならんも、同一の動機よりする正當なる憑支は當時社會に汎く行はれたるべし。中田博士が頼母子の初見として引用せられたる香取文書至徳四

年二月廿五日の起請文は時代稍下るも、亦同社相模神樂大饗の頭番に當りながら資力なくして勤仕し難きものゝ爲め組合員が援助を目的として無盡を組織せるものにて、其文にも面々令同心、爲致お少分合力云々といへり。憑支の一名を合力といふも其意に外ならず、

然るに中田博士は其「頼母子の起源」に於て、

予ハ思フニ頼母子ノ義タルヤ文字ノ示ス如ク多數人ガ協力依頼シテ互ニ融通ヲ計ルノ意ニ出デタラント信ズルナリ其別名ヲ合力ト呼ビタルニテモ著シ

といはれ、合力を相對的協力の意味に解せられたるもそれは誤れり。前にも述べたるが如く、此場合の合力は助成と同じく有資産者が薄資者に對して助力を與ふるを意味す。もとより組合員もこれに依つて融通を得べきが、其主たる目的動機の合力助成にありたりしは掩ふべからず。此種の無盡頼

母子は汎く後世に迄行はれたり。著者は高野山文書に見ゆるが如き憑支を特例と看做し、貞和元年の田代文書に據りて憑支の起源も亦共濟的のものなりしと推し得べし（三七）といふも、余輩はこれに反して頼母子本來の性質をこゝに見出ださんとするものなり。

四

頼母子の語原につきては著者は「たのむのあし」即ち相互に頼み合ふ足（料足）より轉訛せるならんとの柴學士の說に賛同せり。然れども「たのむのあし」なる語といひ、又それが轉じて「たのもし」となれりといふは、何れも頗る受取り兼ねることなり。既に「たのむ」といへば二人以上の關係なるは自明の理ながら、相互に頼み合ふの意は必ずしも含まれず。憑支の起源について以上の見地に立てる余輩は其語原をも左の如く解せんぞす。

「たのもし」は「たのむ」の語より出でたるもの

にして、「たのむ」が「たのも」となり、これを延長して「し」の語尾を加へ、「たのもし」なる名辭となれるなり。

彼八朔の節句の憑は「たのむ」といひならはせる外、言經卿記慶長八年八月五日の條に、禁中ヨリ御タノモ御返シノ御太刀被下候間云々と見わたる如く、「たのも」ともいはる。而して當日宮廷縉紳の間に物品を贈答するの風は北朝康永二年より始まれる事にて、（此事園太曆貞和元年八月一日の條に見ゆ）これを受けたるもの亦返しといひて物品を贈るも、初めこれを贈りしもの先づ先方の好意に依頼するの意を表せし譯にて、尾佐竹氏の所謂寄附の意味にあらず。當時足利直義の如きは敢てこれを受けざりしといふ。園太曆北朝貞和五年八月一日の條にも、本朝風俗自他表微志事有之、予不好此事、仍未進如仙洞也といへり。これもどより憑支と異なるも、組合員一同互に掛金を出しながら

其一員たる薄資者より他の好意に依頼するの點稍似通へるところあり。されば憑支の「たのも」はもと薄資者より有資産者にたのむの義に出でたるものにして、互に頼み合ふ意にてはあらざるべし。少くとも鎌倉時代の文書に見えたる限り相對的共濟組合にはあらずして救濟組合たりしなり。

五

然らば著者が本書に於ては單に無盡講の起源と題せる鎌倉時代に向つて新に此種の名稱を附せる一時代を設くべきやといふに、余輩は本書の時代別の不合理を認めて著者の再考を望むものなり。著者は室町時代より徳川時代に入らんとする迄を共濟組合的時代と名け、徳川時代を射倅團體時代と名け、明治以後を金融機關時代と名けたるも、是等の時代に於ても此三者は前述救助の目的を有するものと共に存じ、時代表象としてこれを特記するは殆ど其意義をなさず。其中明治以後の金融

機關時代は比較的に適應すべきも、無盡講の方法が室町時代に於て既に十分なる發達を遂げ、徳川時代の取退無盡の如き射倅的のものを始め、各種の方法一としてこれなきはなく、徳川時代に新に發生せるものにては物品無盡位のものなるは著者もこれを認めし程なれば(七一)斯る時代別の非學術的なること掩ふべからず。余輩は本書の史的觀察に於て斯る不合理なる時代別を取る代りに、無盡の方法別に記述するの穩當なるを信ぜんとす。

六

著者は至徳四年の無盡の起請文に據りて、無盡の起源を室町時代(南北朝時代といふべし)とするに同意せるも、無盡と頼母子とを同一物なりとする學說に反對し、右の無盡の起請文に質券利分の文字あるは、當時に於て發達せる憑支に無盡錢土倉を加味せるものとなせり。無盡の起源を室町時代とするは、憑支も無盡錢も共に鎌倉時代に存在

せるを認めたる著者としては聊か亦史料に拘束せられたる嫌なき能はず。且つ質より派出せる此時代(室町時代)の無盡は全部利子附擔保附なりしといへば、無盡と憑支との別は此利子附擔保附の有無にあるが如くに解せらるゝも、(五六)此の時代(應永廿二年)十二月日の寄進狀の憑支にも、たのもしの質になかれ云々と明記せるものありて、擔保附の無盡に限らざるは著者も指摘せるが如し。(四〇)これを要するに、無盡と憑支との關係について余輩は著者が今一段の研究を進めて明快なる解決を下すに至らんことを望むや切なり。

紹介

●徳川慶喜公傳 八冊 男爵澁澤榮一著

徳川慶喜傳八冊成る。方に赫耀たる維新大業の一面と、幽黯慘澹の將軍心事と其身邊を彰明すべきものなり。著者澁澤榮一氏は

夙く一橋家に仕へし者、其卷首に叙して公を傳するに至るの所以を述ぶ。蓋し公の傳を今日に於て作すは正に其時にして、著者が二十餘年拮据其思を致す所亦此にあり。已に早く福地源一郎氏の其の志を輔くありしか氏逝去の後、萩野博士専ら事に當り、穂積坂谷兩博士の顧問と三上博士監修の下に、編纂委員には渡邊轅、藤井甚太郎兩學士、井野邊義雄、高田利吉氏等ありて之を助け、遂に此の浩瀚の卷帙に史上至難の一人を傳するに至りしなり。而して本書稿を改むること已に三度而も其初稿と第二稿の數章は公自ら之を閲讀したる所なりと云ふ以て本書の成る所察すべきなり。

本書は天保八年慶喜の誕生より説き起し、大正二年其薨去に至るまで、本傳四卷三十五章を以て成り、尙附錄三卷に於ては將軍及三家三卿系圖、年譜、文書記録を載せ、加ふるに索引並に文書記録細目一冊を以てす。本傳四卷の内、第一卷にては誕生幼時より、一橋相繼、當時の外國關係、將軍繼嗣の外議、亞米利加條約調印と公の登城停止、安政の獄、公の謹慎、等を叙し、第二卷にては後月就任、幕政改革、攘夷奉勅より、會薩聯合、再度の上京に至るまでを記し、第三卷にては禁裏守衛、長藩追討、兵庫開港、長州處分、等を細叙し、第四卷は外交と政體の奉還、鳥羽伏見の變、東歸恭順より其晩年と逸事に及ぶ。本書目次の一斑が示す如く是れ慶喜公の傳記たると共に、又我國幕末維新の大變革期の一大